

新型コロナウイルス感染症対策本部（第2回）
議事概要

1 日時

令和2年1月31日（金）12時08分～12時23分

2 場所

院内 大臣室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣官房副長官補 前田 哲

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況については、本日 9:00 時点中国で 9692 名、そして 213 名が死亡、全世界では 9800 名の感染が発表されております。日本においては、12 名の患者と 2 名の無症状病原体保有者が確認をされております。この 12 名の中には、武漢市に入られていない 2 名が含まれており、国内での人から人への感染が認められていると見られている。こうした中で、日本時間で本日未明に、世界保健機関 WHO から、新型コロナウイルスに感染した感染症について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態いわゆる PHEIC（フェイク）に該当すると宣言がなされました。こうした状況を踏まえ、これまでの水際対策等をさらに引き上げ万全の対策を講じていくため、今般の新型コロナウイルスに関連する感染症を感染症法上の指定感染症に指定する政令について、持ち回り閣議を行わせていただきまして、施行日を当初の 2 月 7 日から 2 月 1 日にすることにしております。

また、一昨日 206 名、昨日 201 名の方々が帰国され、全ての方々の健康状態を確認しており検査を実施しています。また、本日到着した政府のチャーター便について、機内での検疫の結果、症状がある方が 9 名いらっしゃり、この方については、今後医療機関を受診していただき、新型コロナウイルスの検査をしていただきます。また、症状が無い方についても国立国際医療センターにおいて、健康状況の確認また新型コロナウイルスの検査を行っていただくことになっております。いずれにしても、感染症の対応に当たっては、常に様々な展開が考えられることを想定しながら、そうした事態に備えながら対応を行っていきたいと思います。引き続き関係省庁のご協力を含めよろしくお願い致します。

【外務大臣】

今朝、149 名の邦人を乗せた 3 機目のチャーター機が、羽田空港へ到着しております。これまでに合計 565 名の邦人の方々が帰国され、これで早急に帰国を希望していた武漢市内に在留してする人は、ほぼ全員が帰国できました。現地には、「今週中ということではないが、いずれかのタイミングで帰国したい」という邦人の方がまだ約 140 名いると把握をしており、これらの邦人の要望を聴取しつつ、チャーター機等を手配する方向で調整をしております。引き続き中国政府、関係省庁等と緊密に連携していく考えであります。

また、本日未明新型コロナウイルス感染症に関しまして、WHO が緊急事態宣言を発出いたしました。同宣言を踏まえたうえで、今後、感染者数の更なる増大や地理的拡大が懸念されていること、アメリカを含め主要国が渡航中止や撤退勧告を含む渡航情報の発信、引き上げを行っていること、航空便の運休を含め交通の制約がさらに拡大する可能性があること等を踏まえ、外務省から在留邦人に対して一時帰国の検討を含め注意喚起のスポット情報を今朝発出したところであります。更に今日の午後には、中国全土に対し、感染症危険情報をレベル 2「不要不急の渡航はやめてください」に引き上げます。湖北省につきましては、すでにレベル 3「渡航はやめてください」に引き上げております。引き続き新型コロナウイルスによる感染症への対応に当たっては、現地政府及び関係機関と連携し、情報収集を行い在留邦人及び海外渡航者への適

時適切に情報提供、注意喚起を行ってまいります。

【法務大臣】

入管法第5条では、我が国への上陸拒否事由を規定しており、その中に感染症法に定める指定感染症等の患者が含まれています。新型コロナウイルス感染症が政令によりこの指定感染症に指定され、施行日を早めましたので、明日から入管法に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者の上陸を拒否することが可能となりました。水際対策の一層の強化を図ることができたと言えます。また、指定感染症の患者であることが確認できない場合や、発症前などの場合の措置については、わたくしから具体的な条文をお示しし、まさに今、関係省庁とともに、検討中です。法務省としては、引き続き関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向け、万全な対策をとってまいります。

【国土交通大臣】

国交省としては、これまでの水際対策に加え、武漢市からの訪日ツアーのバス運転手が武漢市滞在歴がないにもかかわらず感染したという事例を教訓に、当該ツアーで利用されるバス事業者の運転手やガイドを把握し、その方々全てに対して健康診断を受診していただき、その結果をフォローアップすることとしています。また、中国からの団体旅行を扱う旅行会社を通じて、徹底した対策をとりたいと思っています。

加えて、中国からの旅行者に対し、日本政府観光局のコールセンターで365日24時間多言語での問い合わせに対応できる体制を整えています。体調不良の方には医療機関への受診を勧めるなどの対応をしています。また、日本政府観光局の公式ツイッター、また中国版ツイッターによって新型コロナウイルスに関する基本的な情報や空港の対策を広く発信するようにしています。

【副総理】

中国人の観光客が歩いていないという事態になっている。ホテルは被害を受けています。帰国者が滞在するところは政府が手配しているが、こういう事態になっていることは頭に入れておいていただきたい。

【内閣総理大臣】

本日未明、新型コロナウイルスに関連した感染症について、WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態、PHEICを宣言しました。感染が国際的の広がりを見せている緊急事態であり、正に緊急の対策が求められているとの強い危機感の下に、各種対策を抜本的に強化してまいります。

第一は、感染の拡大防止です。3日前、新型コロナウイルスに関する感染症を、感染症法上の指定感染症に指定いたしました。当初、2月7日から施行予定でありましたが、今般のWHOの宣言を受け、緊急事態であるとの認識の下、明日2月1日から施行することといたします。これにより、我が国に入国しようとする者が感染者である場合には、入管法の規定により、入国を拒否いたします。また感染が確認できない場合についても、入国管理を強化する必要があります。症状が出ていないにもかかわらず

ず、ウイルスの陽性反応が出た人がいる事実も踏まえ、水際対策の実効性を一層高めなければなりません。入管法に基づきその運用について、関係大臣は速やかに検討してください。

武漢の在留邦人の方々の帰国については、29日、30日に続いて、本日も149名の方々が帰国されました。残りの希望者の皆さんについても帰国に向けた調整を進めるとともに、ウイルス検査も含めて、帰国者の皆さんの健康管理に万全を期してまいります。

事態は、時々刻々、変化しています。前例に捉われた対応では、この前例なき危機に対応することはできません。やるべき対策は、躊躇なく決断し、実行してください。関係閣僚におかれては、そのことを肝に銘じ何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、柔軟かつ機動的な対応を進めてください。

以 上